

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成23年4月28日

全国健康保険協会
理事長 小林 剛

1 企画競争に付する事項

平成23年度管理職研修委託

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条の規定に該当しない者であること。
- (2) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌保険の適用を受け、かつ、直近1年間について保険料に未納がない者であること（健康保険組合等の適用を受けている場合は、厚生年金保険料に未納がないこと）。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (3) 平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供」のA、B又はC等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (5) 全国健康保険協会、厚生労働省又は日本年金機構から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) その他仕様書で示す要件を満たす者であること。

3 契約候補者の選定

「平成23年度管理職研修委託に係る企画書募集要領」に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

4 企画競争説明書を交付する日時及び場所

- (1) 日時 平成23年4月28日（水）～平成23年5月20日（金）17時まで
- (2) 場所 〒102-8575
東京都千代田区九段北4-2-1
市ヶ谷東急ビル9階 全国健康保険協会本部

5 企画競争に係る説明会の開催

企画競争参加希望者に対して、説明会を実施する。

- (1) 日時 平成23年5月10日（火）14時00分

(2) 場所 〒102-8575
東京都千代田区九段北 4 - 2 - 1
市ヶ谷東急ビル 9 階 全国健康保険協会本部会議室

6 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答
質問は、下記にて受け付ける。

(1) 受付先 〒102-8575
東京都千代田区九段北 4 - 2 - 1
市ヶ谷東急ビル 9 階 全国健康保険協会
担当 人材育成グループ 山本
03-5212-8213 FAX 03-5212-8238

(2) 受付期間 平成 23 年 5 月 18 日 (水) の 12 時 00 分まで

(3) 回 答 受付日の翌営業日までに回答する。

7 企画書等の提出期限等

(1) 提出期限 平成 23 年 5 月 23 日 (月) 12 時 00 分

(2) 提出先 6 (1) に同じ

(3) 提出方法 直接提出 (持参) とする。

8 企画提案会の開催

有効な企画書等を提出した者から、企画内容等の説明を求めるために実施する。

なお、応募者多数の場合は、書面による事前審査により参加者を決定することがある。

(1) 日 時 平成 23 年 5 月 24 日 (火) なお、説明時間、出席者数の制限等については前日までに別途連絡する。

(2) 場 所 東京都千代田区九段北 4 - 2 - 1
市ヶ谷東急ビル 9 階 全国健康保険協会

9 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

10 その他

詳細は、「平成 23 年度管理職研修委託に係る企画書募集要領」による。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第25 条契約責任者等は次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被補佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者

（競争に参加させないことができる者）

第26 条契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3 年間は競争に参加させないことができるものとする。又これを代理人、支配人その他の使用人として使用するものについても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査に当たり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3 年を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。